

大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付要綱

(目的)

第1 高齢者の心身の健康維持及び要介護の予防に資する住民主体による集いの場を確保するため、高齢者交流サロンの運営に要する経費に対し、予算の範囲内で大船渡市補助金等交付規則(平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 市内に住所を有する65歳以上の者をいう。
- (2) 高齢者交流サロン 健康づくり及び高齢者の介護予防等に資することを目的とする集いの場として、地域の集会所等の公共的施設等で開催するものをいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、高齢者交流サロンを運営する団体又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助対象者としなない。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 政治活動又は宗教活動である場合
- (3) 法令又は公序良俗に違反する場合

(補助要件等)

第4 補助の対象となる高齢者交流サロンは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1月当たり1回以上開催し、1回当たりの開催時間は、2時間以上とする。
- (2) スタッフと認められる者(ボランティアを含む。以下同じ。)を配置するものとする。
- (3) 補助対象者は、運営及び活動の内容を明らかにするため、次に掲げる事項を日誌等に記録するものとする。

ア 開催日時

イ 従事したスタッフの氏名

ウ 利用者の氏名

エ 活動内容

オ 金銭の収支状況

- (4) 補助対象者は、利用者の安全に十分配慮するものとし、食事等を提供する場合は、衛生管理に努めるものとする。

(5) 補助対象者は、運営に当たり利用者から負担金を徴収する等自主財源の確保に努力するものとする。

(6) 補助対象者は、関係団体等と連携を図り、活動の活性化に努めるものとする。

(補助対象経費及び補助上限額等)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助上限額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 購入する備品に係る見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は、大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知書に、補助金の交付に関し必要な条件を付すことができるものとする。

(補助事業内容の軽微な変更)

第8 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金交付額の変更を伴う変更

(2) 補助事業内容の著しい変更

(変更の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に事業変更計画書（様式第2号）、収支変更予算書（様式第3号）その他市長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(決定の変更)

第10 市長は、補助事業の内容の変更の承認又は補助事業の内容を変更した場合において、当該変更に伴い補助金の交付の決定を要するときは、補助金の交付の決定を変更するものとする。

2 第7の規定は、前項の場合において準用する。

(補助金の請求)

第11 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付請求(精算)書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(前金払)

第12 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金前金払請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表(第5関係)補助対象経費	補助上限額等
運営費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、その他運営に必要と認められる費用)	補助対象経費に相当する額とし、開催1回につき、1,000円を限度とする。
会場使用料(公共施設使用料、民家等賃借料、土地賃借料等)	補助対象経費に相当する額とし、月額8千円を限度とする。
備品購入費(週1回以上の高齢者交流サロンを開催する場合に限る。)	1団体又は1個人につき1回に限り、補助対象経費に相当する額とし、5万円を限度とする。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名

大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付申請書

年度において、大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

内訳

経費	金額	計算式
運営費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、その他運営に必要と認められる費用）	円	円× 回
会場使用料（公共施設使用料、民家等賃借料、土地賃借料等）	円	円× 月
備品購入費（週1回以上の高齢者交流サロンを開催する場合に限る。）	円	

備考

- ① 運営費 上限額：1回の開催につき1,000円
- ② 会場使用料 上限額：月額8千円
- ③ 備品購入費 上限額：1団体又は1個人につき1回に限り5万円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 購入する備品に係る見積書の写し

様式第2号（第6、第9関係）

高齢者交流サロン 事業（変更）計画書

① 高齢者交流サロン名称		
② 事業の目的		
③ 事業実施期間	年 月 ～ 年 月	
④ 代表者連絡先	電話番号	
⑤ スタッフ氏名		
⑥ 実施場所	自治会館等・個人所有・借用物件(いずれかに○)	
	住 所	
	名 称	
	借用物件 の場合は 所有者名	
⑦ 活動地域の範囲	市全域・()地区・()地域	
⑧ 基本的な活動内容	実施日(定例)	
	実施時間(基本)	: ~ :
	参加者(予定)	人 ※1回あたり
	年間実施回数(予定)	延べ 回
⑨ 備品の内容（備品を 購入する場合）		
⑩ 高齢者交流サロンで 参加者が取り組む内 容		

様式第3号（第6、第9、第11関係）

高齢者交流サロン 収支予算・精算（変更）書

1 収入 (単位:円)

科目	金額	内訳
市補助金		運営費
		会場使用料
		備品購入費
会費		@ 円×延べ 人
その他		
合計		

2 支出

科目	金額		内訳
	補助対象	補助対象外	
運営費	消耗品費		
	燃料費		
	印刷製本費		
	光熱水費		
	通信運搬費		
	保険料		
	その他		
会場使用料			
備品購入費			
合計			

様式第4号（第7関係）

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付決定（変更）通知書
年 月 日付で申請のあった大船渡市高齢者交流サロン運営事業について、下記により補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

内訳

区 分	金 額
運営費	円
会場使用料	円
備品購入費	円

3 条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、市長に報告してその指示を受けること。

様式第5号（第9関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名

大船渡市高齢者交流サロン運営事業計画変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の
通知のあった大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金について、次の理由に
より変更（中止・廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

変更（中止・廃止）の理由

様式第6号（第11関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名

大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金交付請求（精算）書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金について、関係書類を添えて補助金の交付を請求します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 請求額 | 金 | 円 |
| 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 前金払受領済額 | 金 | 円 |
- 2 添付書類
- (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第7号（第11関係）

高齢者交流サロン 事業実績書

高齢者交流サロン名称：

実施月	開催回数	参加者人数 (延べ人数)	実施月	開催回数	参加者人数 (延べ人数)
4月	回	人	10月	回	人
5月	回	人	11月	回	人
6月	回	人	12月	回	人
7月	回	人	1月	回	人
8月	回	人	2月	回	人
9月	回	人	3月	回	人
			合計	回	人

＜実施状況＞

① 事業実施期間	年 月 ～ 年 月	
② 基本的な活動 内容	実施日(定例)	
	実施時間(基本)	: ~ :
③ 備品の内容(備品 を購入した場合)		
④ 高齢者交流サロン で参加者が取り組 んだ内容		
⑤ 取り組みの効果		

様式第8号（第12関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名

大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金前金払請求書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定
通知のあった大船渡市高齢者交流サロン運営事業補助金について、前金払を受
けたいので、次のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 前金払請求額 | 金 | 円 |
| | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 事由 | | |